

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	小松市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.komatsu.lg.jp/9679.htm

執行機関名 小松市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園へ就園するための補助金の交付の事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年小松市条例第34号)別表第一 第三の項 私立幼稚園へ就園するための補助金の交付の事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	小松市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立幼稚園に通う3歳以上の幼児(以下「園児」という。)及び子育て支援として受け入れられている2歳児の保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興及び子育て支援の充実に資することを目的として、小松市私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては小松市補助金交付規則(昭和45年小松市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		小松市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱